

意見書

項目	意見
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ⑤再送信制度の在り方 イ 裁定制度	「受信者利益」を保護するためには、引き続き裁定制度を維持することが適当と考えます。

平成21年7月21日
鳥取県米子市河崎610番地
株式会社 中海テレビ放送
代表取締役秦野一憲